

静 岡 県 議 会
子どもの孤立対策特別委員会
報 告 書

令和6年2月20日

目 次

1	調査の概要	3
2	委員会の運営方針	3
3	調査の観点	3
4	本県における取組状況	4
5	先進地調査	14
6	参考人の意見	19
7	提言	31
【資料編】		
・	委員会の活動状況 別表1	38
・	委員名簿 別表2	39

1 調査の概要

当委員会は、「困難を抱える子ども・若者の支援に関する事項」を付託調査事項として令和5年6月29日に設置されて以来、別表1「委員会の活動状況」に記載のとおり、5回にわたり委員会を開催してきた。

委員会では、現在執行部が行っている関係施策等について調査を行ったほか、大阪府他において、外国にルーツを持つ子どもたちへの支援活動、ヤングケアラー、いじめ、不登校生徒への支援対策等について現地調査を行った。

また、ヤングケアラーや不登校児童生徒などの相談や支援業務などに取り組む関係者を参考人として委員会に招致し、子どもや家族が抱える課題に早期に対応できる支援体制の整備、県の役割に対する意見などを聴取した。

2 委員会の運営方針

第1回委員会において、次の2点を運営の方針として設定した。

- ・ 執行機関に対する調査に偏ることなく、委員間討議や参考人の意見聴取、先進事例の現地調査等を積極的に実施する。
- ・ 調査結果は、委員会の提言等として報告書にまとめ速やかに議長に提出する。また、直近の本会議で報告書を議場配付し、委員長報告を行う。

3 調査の観点

新型コロナウイルスの流行の長期化により、社会的な孤独・孤立の問題は深刻さを増し、社会的・経済的に恵まれない家庭は、特に大きな影響を受けている。また、子どもを取り巻く環境は深刻化し、ヤングケアラー、虐待等が社会問題化している。学校では、不登校、いじめなど生徒指導上の課題が常態化し、学校現場の負担は増大している。

地域においては、都市化や核家族化、少子化などにより、地縁的なつながりや人との関係が希薄化し、親が身近な人から子育てについて学ぶ機会が減ったり、子育ての悩みなど気軽に相談できる人がそばにいない等、親や家庭を取り巻く状況、子育てを支える環境が大きく変化している。

このような状況を踏まえ、生育過程にある全ての子どもが孤立することなく、心身ともに健やかに成長できるよう、次代を担う子どもの育成支援を社会全体で推進していく社会の実現に向けた提言を行う。

なお、調査に当たっては、以下の点に着目した。

- ・ ヤングケアラーの生活環境の安定に向けた支援体制の整備について調査検討する。
- ・ 不登校、いじめなどその子どもや家族が抱える課題に早期に対応できる相談・支援体制の整備について調査検討する。
- ・ 子どもの成長に関わる様々な専門職、支援者の養成・確保を推進し、そ

- の安定的な活動を支援する体制の整備について調査検討する。
- ・地域社会や学校、行政、企業等も子育て家庭の支えとなり、社会全体で子育てや家庭教育を支援していく体制の整備について調査検討する。

4 本県における取組状況（令和5年8月10日時点）

当委員会では、執行部から事業の取組状況等の説明を受けるとともに、質疑を行った。委員会において、執行部から説明のあった本県の取組のうち主なものを掲げる。

（1）健康福祉部

＜こども未来局 こども家庭課＞

（ヤングケアラーへの早期発見・把握）

- ・令和3年度に小学校5年生から高校生までを対象にヤングケアラーの実態調査を行い、4.6%に世話をしている家族がいるという調査結果が得られた。
- ・令和4年度は、相談窓口は電話相談が3件、LINE相談が15件という実績。関係機関職員への研修は34回開催し、市町の担当者あるいは教育委員会職員など約2,200人が参加した。また、ヤングケアラー関係課長会議及び市町ヤングケアラー支援担当者会議をそれぞれ2回ずつ開催し、関係機関の情報公開や連携の促進を図った。

（市町の支援体制構築の支援）

- ・県内市町の支援方法や連携体制に対し、専門的立場から助言や支援を行うコーディネーターを配置し、35市町の状況を確認するためのヒアリングを実施するとともに、支援体制構築のための助言などを行った。令和5年度は、高い専門性が求められる個別事例の対応等について、専門的な助言を行うアドバイザーを配置し、市町によるヤングケアラー支援をサポートする。

（当事者間の交流等ピアサポート活動への支援）

- ・ピアサポートによる相談の場や学習支援や食糧支援等、既存の支援の仕組みを活用した交流の場の設置に加え、オンラインサロンやイベントを開催した。
- ・令和5年度は、個別支援アドバイザーの配置に加え、ヤングケアラー普及啓発素材として、漫画の作成と学校における出前講座の実施を予定している。

（ひとり親家庭の支援）

- ・就業支援、経済的支援、子育て・生活支援、安心につながる支援の4つの施策を展開し取り組んでいる。
- ・子供の孤立という観点からは、ひとり親家庭の子供の生活や学習を支援するため、児童訪問援助員あるいは学習ボランティアを家庭に派遣するとともに、家庭生活支援員による家事や育児といった生活援助などの日常生活支援やひとり親家庭の子供が、放課後児童クラブ等のサービスを利用する

場合の利用料の支援を実施している。

(児童虐待防止対策（相談窓口の設置））

- ・ 令和2年度からLINE相談窓口を設置し、相談には、公認心理師や社会福祉士などの有資格者や、これまで同様の同種の電話相談業務に従事した経験がある職員が対応している。電話相談窓口（子ども・家庭110番）は県独自事業として実施し、相談には児童福祉事業の従事経験などがある職員が中央児童相談所の電話相談室で対応している。

(児童相談所業務におけるAIの活用)

- ・ 東京都江戸川区では、令和3年度からAIを活用した電話による通話音声分析モニタリングシステムを導入している。現場窓口での通話を、相談員のパソコン画面にリアルタイムにテキスト表示し、参照すべきマニュアルを自動表示したり、注意が必要なワードの登録により、ハイライト表示やアラートすることで、職員の対応をアシストする。システム導入の効果は、通話記録の作成時間の削減、正確な情報の把握と共有に加え、児童福祉士が保護者等と会話している内容をスーパーバイザーが画面上で確認することで、速やかに助言を行うことができ、早い段階でのトラブル回避が可能となるとともに、職員の育成にも役立っている。
- ・ 三重県では、令和2年からAI技術を導入し、総合リスクや虐待の再発確率などの数値化、事案に応じた連携先や面接の際の質問項目の確認など、職員の業務を支援するシステムを運用している。AIにより、面接等の際に必要な連携先の候補、子供の発達年齢に応じた質問項目が示されるなど、対応の幅が広がり、判断の質が向上している。業務の効率化やフィードバックにより、課題に応じた現場支援と人材育成が可能になった。AIの判断とベテラン職員の感覚の違い、導入及び運用に多額の経費が必要になること課題である。

(本県のAIシステム導入の考え方)

- ・ 児童相談所情報管理システムが令和8年度に保守期限を迎えるため、新しいシステムを導入する必要がある。AIシステムの初期導入費用、ランニングコストもかなり大きな費用が見込まれるため、これから慎重に検討していく。

<こども未来局 こども家庭未来課>

(地域の子育て支援)

- ・ 各市町では、地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業を実施している。地域子育て支援拠点では、子育て親子の交流の場として機能を持ちながら、子育てに関する相談にも対応している。ファミリー・サポート・センターでは、一時的に育児の援助を受けたい人と援助を

行う人のマッチング支援を行っている。県は、事業の運営支援や、従事する職員の育成、資質向上研修を実施している。

(子育て支援に係る人材育成)

- ・ 様々な状況の親子が子育て支援拠点を訪問することから、より高い相談知識と技術を習得する子育て未来マイスター研修や、課題対応型のフォローアップ研修も行い、子育て支援員の資質向上を支援している。

(放課後児童対策)

- ・ 国は、基準や運営指針を制定し、在り方を定め、県は運営費、施設整備への財政支援やクラブに従事する支援員の養成といった側面支援の役割、市町が事業の実施主体となっている。
- ・ ここ5年間は毎年20件から30件ぐらいのクラブが新設されており、利用定員数も増加しているが、毎年1,000人を超える利用希望者の増加があり、結果として、待機児童数は高止まりとなっている。
- ・ 総児童数はこの4年で1万人減っているものの、放課後児童クラブの利用ニーズは増え続け、全体に占める登録者数の割合が増加している。定員の方が3,000人も多いのに待機児童が発生するのは、放課後児童クラブは小学校校区単位で利用者がいるために、ほかの学区に空き定員が生じても、児童の通所の関係でそこでは補えない状況になっている。
- ・ 運営形態は、本県では公立民営形式が多いのが特徴で、社会福祉法人や地元のコミュニティ組織への委託が全体の71.5%を占めており、全国の49.1%と比較しても多い。実施場所は、学校敷地内施設が68.6%と高い。全国より15%も高く、学校外施設の利用が低いのが本県の特徴である。

(放課後児童支援員の状況)

- ・ 支援員の資格要件に、2年間の実務経験と県の研修終了が求められており、県ではこれまで4,000人の養成研修を行ってきたが、定着率が非常に低く、せっかく資格を取っても、辞めていってしまう方が多いのが現状で課題となっている。

(放課後児童対策の今後の方針)

- ・ 子ども子育て支援新制度に基づき、地域で親、子供や子育て家庭を支える体制づくりを進めているが、急激な放課後児童クラブへの入所希望の高まりに、施設整備や従事する支援員の配置、処遇が追いついていない状況である。県としては、運営の実施主体である市町と連携をしながら、クラブの充実について支援をしていく。

<福祉長寿局 福祉長寿政策課>

(地域共生に向けた包括的支援体制の構築)

- ・ 平成29年の社会福祉法改正において、住民の様々な支援ニーズに対応する

包括的支援体制の整備が、市町の努力義務とされている。

(市町の包括的支援体制整備に向けた取組の状況)

- ・ 重層的支援体制整備事業は、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施するもので、令和5年度は函南町と熱海市が、令和6年度は12市町が実施予定となっている。
- ・ 令和4年3月現在、包括的相談支援体制は19市町で整備済み。未整備の市町の課題は、体制整備のノウハウがない、相談機関の間での連携・調整が可能な体制づくりが必要といった声がある一方、整備済みの市町でも、複合事例に組織横断的にアセスメントする仕組みの構築や、専門職の育成が必要といった課題が挙げられている。

(県の取組)

- ・ 市町の包括的相談支援体制の構築を支援するため、地域の状況に適した進め方を助言するアドバイザー派遣や、関連機関との連携担当職員の養成研修、包括的支援に関わる人材の育成などに取り組んでいる。
- ・ アウトリーチ型支援体制の構築は、福祉関係者の日頃の活動を通じて把握した要支援者を市町に情報提供し、支援につなげる。
- ・ NPOなどの多様な団体同士の協働を促進するため、相互理解や成功事例の情報拡散などを通して、団体間の緩やかなつながりを創出し、それぞれの得意分野を生かした多面的な支援につなげていきたいと考えている。
- ・ モデル地域において、解決課題のためのワークショップなどを開催し、支援を必要とする方を確実に福祉サービスにつなげる具体的な手法のための事業にも取り組む。

<福祉長寿局 地域福祉課>

(民生委員・児童委員の役割)

- ・ 援助を要する人に対する相談や助言を行い、その相談について福祉関係者もしくは関係行政機関へつなぐ役割をしている。法律上、具体的な業務内容を規定していないため、臨機応変に対応していただいている一方で、いろいろな相談事、調査の依頼を受け、業務量が増大し負担が増しているのが現状である。

(民生委員・児童委員の委嘱状況)

- ・ 令和4年12月に一斉改選を行い、地区担当委員の静岡県の委嘱状況（政令市分を除く）は、定数4,063人に対して3,904人。男女の比率はほぼ同じぐらい。若干、再任の方が多いが、なかなか2期目まで続けていただいている方が少なくなっているのが実態。充足率は96.1%、平均年齢が69.7歳となっている。
- ・ 主任児童委員は、特定の地区を担当せず、地域の児童福祉に関する機関と

の連携を図る等、地域担当委員の活動を支援する、そのプロとしての歴のある方たちになっていただいている。充足率は全体で96%、平均年齢も68.8歳となっている。

(民生委員・児童委員の活動状況)

- ・相談や援助に係る活動件数について、高齢者、障害者、子供、その他の4つの分野で見たときに、子供の占める割合は、令和元年の17.1%から令和4年の13.3%と、おおむねこのぐらいの数字になっている。子供に関することについては、若干低めとなっている。
- ・地域での見守りを基本として、自治会等と連携して、挨拶運動を行って子供に係る活動を実施している。この挨拶運動等で気になる子供がいれば、学校へ情報提供するなど、個別の対応をしている。

(2) 教育委員会

<教育政策課>

(いじめ防止対策)

- ・教職員の人権感覚を磨くことが重要であるという課題認識の下、令和5年度版の静岡県人権教育の手引きにおいて、チェックリストの活用を通して教職員の日常の言動の見直すとともに、いじめについての理解を促す資料を掲載する等、いじめについての内容を拡充した。
- ・児童生徒の安全安心な居場所づくりに向けて、学習教材、人間関係づくりプログラムを活用した学校における活動を継続するとともに、改定に向けた協議を開始する。
- ・学校における法に基づくいじめの定義に対する理解や、早期発見に向けた組織的対応を促進するために、教職員向けの新規研修の実施、ネット活用に関するアドバイザーの増員等による青少年を取り巻く有害情報環境対策事業の拡充に取り組む。
- ・学校関係者のいじめ重大事態対応マニュアルに対する理解を促進するため、各種研修会において周知を図り、迅速、確実に対応すること、教職員が1人で抱え込まずに、組織で対応する体制づくりが必要であること等を周知している。
- ・県教育委員会及び他部局の関係課で構成する静岡県いじめ問題対策検討部会を新設するとともに、教育委員会、学校、警察、弁護士、児童相談所等で構成する静岡県いじめ問題対策連絡協議会との連携を図りながら、いじめ防止対策を推進している。

(ヤングケアラーへの支援)

- ・静岡県総合教育センターにおいて、ヤングケアラーを含め様々な困難を抱える児童生徒や保護者への電話、面接による相談事業を実施している。

- ・令和3年度に健康福祉部と連携して、児童生徒や学校に対するアンケート調査を実施した。実施を通じて、実態把握とヤングケアラーに対する認知度向上を図った。
- ・いじめに関するアンケート調査の中で、生徒個別の状況を継続的に把握するとともに、学校のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充、教育と福祉が連携した研修の実施等により、支援が必要なヤングケアラーの早期把握と対応強化を図っている。
- ・総合教育センターの相談事業に、新たにスクールソーシャルワーカーを1名配置し、ヤングケアラーにも対応するとともに、福祉関係の相談機関との連携強化に取り組む。

＜義務教育課＞

（就学困難な児童生徒への就学援助）

- ・学校教育法第19条にて、市町村は必要な援助を与えなければならないと定められており、要保護者と準要保護者に分かれている。県は、補助制度の適正な遂行について、指導等を行っている。

（外国人児童生徒の就学に関する取組）

- ・文部科学省の外国人の子供の就学状況調査に、県独自の調査を追加して実施している。不就学ゼロに向け、就学状況の把握、多言語リーフレットや自動翻訳機を活用した就学案内等、各市町の取組を支援している。
- ・各市町対象の研修・説明会において、情報共有、対応スキルの普及を行っている。また、市町教育委員会及び多文化共生担当課に対し、就学状況の追跡調査をすることで、取組状況や就学促進に向けて課題等を把握している。
- ・連絡協議会等を行い、教職員と外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを円滑にして、外国人児童生徒等の学校生活への早期対応、就学の定着、進学を促進するため、やさしい日本語の活用と在留資格の仕組み等について、講演を実施した。

（外国人児童生徒トータルサポート事業）

- ・小・中学校において、指導対象となる児童生徒の母語及び日本語が堪能な外国人児童生徒相談員等を任用し、外国人児童生徒の適応指導、指導担当者への助言・援助等を行っている。外国人児童生徒相談員、外国人児童生徒専門員を配置している。相談員の情報交換の場として、トータルサポート研修会を開催した。

（不登校児童生徒への支援）

- ・令和3年度の文部科学省の調査結果において、小学校、中学校合わせて8,030人で、前年度から比べて増加している。

- ・未然防止については、有識者（大学教授）の意見を踏まえて人間関係づくりプログラムを改訂する。
- ・初期対応については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を進めるとともに配置時間を増加する。また、不登校の要因分析ができる体制づくりを市町教委と連携して進めたいと考えている。居心地よい環境チェックリストの配布し、学校での活用を依頼した。
- ・自立支援の拡充については、フリースクールとの連携を図るための研究協議会、連携協議会の設置、不登校特例校の設置に向けた取組、不登校ポータルサイトの設置について取組を進める。

＜高校教育課＞

（公立高校における生徒の就学支援制度）

- ・公立高校の授業料については、全日制が年額11万8800円、定時制が年額3万2400円で、保護者の年収が年間でおおむね910万円程度未満である場合に、高等学校等就学支援金により授業料が無償化される。令和4年度については、全公立高校生の世帯のうち81.7%が無償化されている。
- ・授業料以外の教育費にかかる負担軽減を目的として、住民税非課税世帯等を対象にして、兄弟がいるか否かなどに応じて、年間11万7100円または14万3700円を支給している。
- ・定時制または通信制の生徒について、住民税の所得割額が8万5500円未満の世帯を対象として、年額16万8000円を貸与している。卒業した場合は返還不要としているので、実態としては、9割以上の生徒が無事に卒業して、返還不要となっている。
- ・県立高校定時制・通信制教科書学習費助成は、定時制及び通信制の教科書、学習書の購入費用に関するもので、住民税の所得割額が8万5500円未満の世帯については、全額無償化している。
- ・県立高校遠距離通学費助成は、遠距離通学生の通学定期の一部を支給している。保護者所得がおおむね350万円程度未満の世帯を対象に、定期券の価格から1万5000円を引いた残りの半分について支給している。

＜社会教育課＞

（地域学校協働活動）

- ・地域学校協働活動は、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関など、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、学校と地域が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動を指し、具体的に推進する体制が地域学校協働本部となる。地域学校協働本部の中心に

なるのが、地域学校協働活動推進員で、コーディネーターとして学校と地域をつなぐ役割をしている。

- ・ 事業予算は、国と県と市町で、3分の1ずつ負担する形で行っている。設置状況は、政令市を除くと、72%の整備率となっている。
- ・ 各学校では、学校運営協議会を導入して、地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールを強力に進めている。地域学校協働本部は、学校運営協議会と連携することで、学校と地域が同じ目標やビジョンを共有し、充実した地域づくり、学校づくりができることになるため、学校と地域の連携、両輪として、2つを一体的に進めている。

(子ども・若者支援ネットワーク)

- ・ 困難を有する子ども・若者及びその家族を支援するために組織されており、静岡県の庁内部局横断的に組織した体制で庁内組織。これはまた、子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者支援地域協議会という位置づけでもある。
- ・ ふじのくに i (アイ) マップは、ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族向けに、公的支援機関や民間支援団体を掲載したリーフレットで、簡易版でチラシも作っている。相談機関や居場所、就労支援をしている機関、親の会、フリースクール、通信制高校といった機関を掲載している。
- ・ ふじのくに i (アイ) マップに登録している支援機関や民間支援団体、高等学校などに呼びかけて、合同相談会を開催している。支援を求めている本人、その家族の相談に個別に応じてもらうブースをたくさん設け、それぞれ個別に話す機会を作っていく。令和4年度は、5会場で713人の相談者に対して、延べ1,179件の相談に応じた。相談支援機関が一堂に会することで、困難を抱える当事者にとっては、悩みに応じた相談先を探すいい機会になっているだけでなく、支援ネットワーク拡充企画を行って、その支援団体同士が情報交換をする場にもなっており、そういった面でも効果があると考えている。

(3) 知事直轄組織

<地域外交局 多文化共生課>

(外国にルーツをもつ子供の活躍支援事業)

- ・ 外国人学校(ブラジル人学校)に通う児童・生徒や、日本の学校に通っている外国にルーツをもつ子供たちに対して、それぞれの課題に応じた取組を行って、日本人児童・生徒等の多文化共生意識を醸成する。また、県内の外国ルーツの子供たちの抱える課題や実態についても調査を行う。
- ・ 県内のブラジル人学校(中等部・高等部)に通う子供たちを対象に、キャリア教育等を実施することにより、キャリア意識の醸成を図る。企業講話、

キャリア講座、職業体験プログラム、また生徒に対する個別支援を行う予定である。

- ・ 静岡文化芸術大学に委託し、県内の外国にルーツをもつ子供の実態や課題を把握する調査を行う。また、県内の複数エリアの中学校に通っている外国にルーツをもつ生徒に対して、アンケートを実施する予定である。
- ・ 静岡文化芸術大学に在籍している外国にルーツをもつ学生等を講師として、下の年代の外国ルーツの子供たちに、学生の自分の体験等を話していく、ロールモデルとして示すとともに、気づきを促すよう工夫した講座を実施する予定である。

(4) スポーツ・文化観光部

<総合教育局 私学振興課>

(私立高等学校等の生徒に対する授業料助成制度)

- ・ 私立高等学校の生徒に対する授業料の補助として、国の私立高等学校等就学支援金等助成に加え、県単独の授業料減免制度を実施している。年収おおむね910万円未満の世帯が補助対象であり、世帯収入によって減免額が異なってくる。

(家計急変者対策)

- ・ 保護者等が負傷、疾病による療養のため勤務できない、その他に自己の責めに帰することができない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない状況になった場合、授業料への助成を行っている。

(奨学のための給付金)

- ・ 国の奨学給付金制度により、生活保護世帯、非課税世帯を対象に、授業料以外の教科書費、学用品費、通信費等に対して奨学金を給付している。家計急変者への対応も行っている。

(私立学校におけるいじめ、不登校対策)

- ・ 各学校が、建学の精神や事業運営方針等に基づき、独自に行っている。県の私学協会においては、初任者教員研修等はいじめや不登校に係る研修を行っているほか、協会の顧問弁護士による学校からの相談体制を設けている。県は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等に対する助成を実施している。スクールカウンセラー等の配置については、経常費補助金の特別加算の評価項目ともしており、県内の私立高校におけるスクールカウンセラー等の配置率は100%となっている。公立学校や県教育委員会との連携や情報共有を行っている。

(5) 警察本部

<人身安全少年課>

(援助交際等に係る対策)

- ・ 児童買春事犯の被害児童の推移は、令和元年の14人が最大の人数で、昨年は7人と推移しているが、この人数については、18歳未満の児童等の被害である。SNSの利用による被害がほぼほぼ占めている状況である。教育現場との連携として、現在、警察と県教育委員会で人事交流を行っている。県下27署にスクールサポーターとして警察官のOB等など28人を配置し、学校の教職員との情報交換や非行防止教室、あるいは学校内のパトロール等に従事している。
- ・ 犯罪被害少年等の支援については、犯罪被害少年、要保護少年の立ち直り、併せて保護者に対してのサポートということで、少年サポートセンターの職員を中心に、面接やカウンセリング、体験活動などを実施している。
- ・ SNSの利用に起因する被害から守る取組は、サイバーパトロールにより、児童が援助交際の相手方を求める書き込み、あるいは児童の性被害を誘引している書き込み等の投稿者、閲覧者に対して、警察本部から注意喚起や警告の投稿を入れている。併せて、携帯電話の販売店に対するフィルタリングサービスの利用促進の働きかけも行っている。
- ・ 児童等が被害に遭わない環境対策として、旅館・ホテル等の宿泊施設679施設に対して注意喚起を実施している。また、ラブホテルやモーテルに対しても、同じように事業者への再発指導等を推進している。

(児童相談所等の関係機関の連携)

- ・ 児童相談所との連携は、平成31年3月に警察本部と協定を締結し、迅速な初動対応を行うための情報共有等を行っている。
- ・ 令和2年度から中央児童相談所に警部級の警察官が1名出向し、現在、政令市を含めて7カ所8人の出向、派遣または併任の警察官を配置している。これにより、虐待事案の早期の事件判断等がなされ、効果を生んでいる。
- ・ 令和5年7月から、県の端末を利用し、警察から児童相談所に対する児童通告書をデータ送付することとなり、当該児童相談所への通告の時間的ロスがかなり削減されている状況で、速やかな情報共有ができるようになっている。
- ・ 平成18年から警察、児童相談所、市町職員が県警察学校の施設を用いて、臨検捜索についての合同訓練を実施している。

5 先進地調査

当委員会では、視察先として、外国にルーツをもつ子どもたちへの支援活動に取り組むNPO法人おおさかこども多文化センター、ヤングケアラーやいじめ、不登校対策に取り組む大阪府庁、ヤングケアラーへの相談支援等に取り組む京都府ヤングケアラー総合支援センター及び公的支援に繋がらない少女たちへの支援活動に取り組む一般社団法人京都わかくさねっとの4カ所で調査を行った。

(1) NPO法人おおさかこども多文化センター (NPO 法人おおさかこども多文化センターほか4団体)

外国にルーツをもつ子どもたちへの支援活動について説明を受けた。

《概要》

(大阪市における外国につながる児童生徒への支援と現状)

- ・大阪市教育委員会では、プレクラスが10日間あり、学校生活について多く説明し、学校のことを知ってもらうことを目的に母語で支援している。日本語指導が必要な児童生徒が10名以上の学校には、教員が加配されている。教科におけるつまずきは、母語支援員により支援している。
- ・学校教育の中でできないこととして、日本語力に対して自信を持てる継続的な支援が得られない、居場所での違いに対する肯定的な受け止めが得られない、ロールモデルがない、母語力の保持伸長する場がないのが課題である。
- ・府立高校では、特別枠を設けて「日本語指導が必要な生徒・外国人生徒入学者選抜」を実施。今後も日本語指導が必要な生徒数は増加が見込まれるが、十分な受入れ枠が確保できていない。日本語の習得状況や学びの習熟度の様々な生徒の進路実現に向けた、多様な授業が必要である。

(とよなか国際交流協会の活動)

- ・外国人は増え、そして長く居住する人が増えている。子どもや若者の孤独や孤立を考えたときにどうやって拠点施設につなげるか難しく、アウトリーチ活動が必要と考える。孤独を感じ、既に他へのアクセスに期待を持っていない子どもから相談に来るのは難しい。学校、保護者からの相談、地域の人から教えてくれたことでつながった例もあり、地域全体の多文化共生をどう進めるかは欠かせない。
- ・特に高校進学の際に、組織同士のつながりの切れ目が支援の切れ目になるので、行政の単位を超えてのネットワークをどうはりめぐらすか考えていただきたい。

(パーソナルサポート・教育の重要性)

- ・コンプライアンスの過剰な強調により、子どもや家庭環境に関わる情報を他の機関と共有することが本当に難しくなっている。子どもの家庭環境に触れることを躊躇してしまい、踏み込めないまま様子をみようという判断になり手遅れになる。個人情報の取り扱いについて、文部科学省も情報共有をした

らいけないとは言っていない。現場の従事者が、個人情報の共有に躊躇しないように改善していくことは重要。その上に各機関の連携がある。

- ・県が行う教育、福祉、行政職員の研修の科目として多文化共生を積極的に取り入れていくことが大事である。全ての若者の孤立の背景となっている、各家庭の固定化した孤立に向き合うには、専門的体系的な学びがなければ対応できない。
- ・経済的家庭的な問題で学びを諦めて社会に出て行った人が高度化する社会で生きていくことは非常に難しい。何度でも学び直せる、何歳になっても学び続けるチャンスを提供し続けていくことが大事である。

(2) 大阪府庁（福祉部地域福祉課・子ども青少年課、教育庁高等学校課）

ヤングケアラーへの支援対策、いじめ対策、不登校生徒への支援対策について説明を受けた。

《概要》

(大阪府ヤングケアラー支援推進指針)

- ・ヤングケアラー支援に向けた取組の方向性の検討、課題認識の共有、庁内のヤングケアラー関連施策の進捗状況等の把握等について、庁内関係部局と連携を強化し、取組を推進するため、ヤングケアラー支援関係課長会議を設置した。
- ・今後の取組の方向性は、(1)社会的認知度の向上、早期発見・把握、(2)プラットフォームの構築、(3)支援策の充実をそれぞれ推進していく。

(ヤングケアラー支援体制強化事業)

- ・研修は、市町村職員、福祉専門職等に向け実施している。地域ごとの多機関・多職種連携ができるよう、市町村職員、スクールソーシャルワーカー、社会福祉士等を対象に1市町村あたりの参加人数を増やして開催した。福祉専門職等に向け研修は、各部局が実施する研修の中でヤングケアラー支援について講師の派遣や資料提供をしている。
- ・啓発用チラシ・ポスター、ヤングケアラー支援事例集作成し、学校や市町村に配布予定。事例集の作成にあたっては、教育庁等から事例を紹介してもらい、事業者を雇い個別に取材を行っている。
- ・市町村ヤングケアラー担当課長会議では、府、市町村からの取組を紹介してもらい、次の展開への参考としてもらう。また国庫補助制度の紹介などを行い情報共有を図っている。市町村の相談窓口や取組等のアンケート調査の結果を共有している。
- ・支援策の検討にあたり、ヤングケアラーと接する可能性のある福祉専門職の認識や事例等を調査した。対象者は、高齢、障害施設の管理者とスタッフとした。約1万人の方にWEBで実施。9割以上の方がヤングケアラーという

言葉を知っているが、なかなか支援につながらないという結果となっている。気づきツールの紹介、支援にいかにつなげていくかを研修に盛り込んで事業を進めている。今年度は、福祉事務所の生活保護ケースワーカー、保育所の保育士等を対象にWEBで実施する。

- ・大阪府福祉基金設置運営費を活用して、民間支援団体による地域でのヤングケアラー支援モデル事業に助成している。居場所事業、学習支援、相談事業、体験学習などを対象としている。

(府立高校におけるヤングケアラーへの支援やいじめ、不登校対策)

- ・いじめ見逃しゼロをより意識して、法に基づいて対応するように各学校に依頼している。いじめ防止対策審議会からの提言により、いじめアンケートについては、1人1台端末を活用し、令和5年度より原則WEBでの回答で年3回実施している。
- ・不登校の生徒数は全国で1番多い。千人率も全国で4番目に多く、極めて厳しい状況。効果をあげている学校の実践例や専門家の意見を紹介し、情報を共有している。平成25年度から全ての府立高校にスクールカウンセラーを配置。全ての生徒から入学時に高校生活支援カードを提出してもらっている。平成26年度からスクールソーシャルワーカーを103校に配置している。
- ・令和4年度に府立高校性全員にヤングケアラーに関する調査を実施。回答率は74%。世話の悩みを相談したことがある生徒は約1割であり、7割を上回る生徒は相談した経験がない。
- ・見つける、つなぐ、支えるという3つの視点から支援体制を構築。早期発見力の向上に向けて、教員向け研修を毎年実施。スクールソーシャルワーカーの拡充により速やかに専門家に相談できる体制を整備し、必要な福祉サービスにつなぐ。高度な専門性を有するスーパーバイザーを令和4年度から雇用し、スーパーバイザーが各学校を巡回し、深刻な事案に対応している。手厚い進路就職相談の対応にキャリア教育コーディネーター、きめ細やかな学習支援ができるよう学習支援スタッフを必要な学校に配置している。

(3) 京都府ヤングケアラー総合支援センター

ヤングケアラーへの相談支援等の取組について説明を受けた。

《概要》

(活動内容)

- ・京都府ヤングケアラー総合支援センターは、令和4年4月に京都テルサ内に設置された。社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会に業務を委託しており、体制は、京都府家庭支援課参事がセンター長を兼務、社会福祉士などの専門的な知識を持つコーディネーターと相談員が4名となっている。電話やメールでの相談と、場合によっては出張相談も実施している。

- ・18歳以上の方や元ヤングケアラーの方の相談にも対応している。まずは状況把握と望んでいることをお聴きし、寄り添って話を聞いて、そこからどうしていくかというケアが必要になってくる。令和4年度の実績としては、本人・家族から200件、支援者から100件、市町・関係機関からの情報提供が200件の合計500件程度となっている。
- ・言葉は知っているが正しく理解されていないことが多い状況であり、広報啓発は引き続き実施していく必要がある。京都府ヤングケアラー総合支援センターのホームページを立ち上げ、取組内容を紹介している。
- ・令和4年度から、福祉、介護、医療、教育等の様々な分野が横断的に連携し支援する仕組みづくりのため、ネットワーク会議を実施している。実際に支援に取り組む市町村で中心になる人材を養成するため、ヤングケアラーコーディネーター養成研修を令和5年度から実施している。
- ・関係機関とのネットワークづくりとして、市町村、学校、社会福祉協議会等の関係機関の研修に講師派遣をしている。また、教職員向けの研修動画を制作し配信したり、京都市と民生児童委員向けの研修動画を制作し、それぞれのホームページに掲載したりしている。市町村や学校、福祉施設などの関係機関との連携を強化するため、関係機関の役割等を掲載した連携支援マニュアルを作成した。
- ・オンラインコミュニティについては、ユースサービス協会に依頼して実施してもらっている。対面とオンラインのハイブリッド型で実施。先日、活動報告会を実施し、当事者、支援者合わせて47名が参加した。
- ・家庭支援課では、元々こども食堂やひとり親家庭の子どもたちを受け入れるための居場所を立ち上げていただき、支援をずっとしてきている。中高生のヤングケアラーとその兄弟と一緒にまとめて受け入れることを府内5カ所でモデル的に実施している。大学生ボランティアやスタッフとの信頼関係が築かれ、そこで話してくれることから支援につなげることができることも多い。

(今後の課題)

- ・まだまだ周知が足りておらず、ヤングケアラー本人がいち早く気づけるようにし、支援につなげていきたい。また、ネットワークをしっかりと作っていくことが必要と考える。学校とどうつながっていくかはしっかりやっていかないといけない。子どもたちへの支援として第三の居場所の提供の取組を進めていきたい。

(4) 一般社団法人京都わかくさねっと

公的支援につながらない少女たちへの支援活動について説明を受けた。

《概要》

(設立経緯)

- ・今から6年前に元厚生労働省の村木さんたちが、特に若い女の子に関心を持ち、すきまに落ち込んでしまった女の子たちのために活動を始めた。居場所のない状況の中で行き着く所は風俗しかないという状況を少しでもなんとかしたい、いろいろな選択肢をあげたいという思いから始まった。
- ・まずは知ってもらうためにセミナーや講演会を始めたが、更生保護、保護司、法務局、施設の方々と活動する中で寄り添って一緒にいてあげたい子はたくさんいることに改めて気づいた。社会的な支援があって生活が成り立つが、更生保護を受けている子たちは、その後の暮らしは、保護司など限られた支援しか受けられないという状況に気づいた。
- ・気軽に集まれるカフェのような場所を少しずつ作っていったが、時間も限られており、全く自由に過ごすには限界があったため、2年前に恒久的な施設を設置して、週の半分位は開いて、いつでも安心して来ることができる場所をとということでわかくさりビングを開設した。
- ・福祉施設でも厚生保護施設でもなく運営自体は厳しい。たくさんの方々の篤い志でここまでなんとか活動できている。名前も経緯も聞くことはない。この場で落ち着いていられればそれでいいという場所。それぞれの思いのままに過ごせる時間を提供するということをやってきている。

(活動内容)

- ・地域の人たちと仲良くなるのがまず1番で、ここだけが孤立しないようにすることが大切で、近所の神社の盆踊りに参加した。
- ・再犯防止の国際会議で国連から場所を提供していただき、おいしかったごはん、楽しかったことの活動の写真展を行った。字で書くよりも写真で見ることが分かりが良く、世界中の方が立ち止まって見てくれた。
- ・わかくさねつとで完結するというよりは、ここで一休みして地域とつながって一緒に何かをすることの方がたくさんある団体。新しい方たちと出会ってコミュニケーションを取り、自分なりの解決方法を自分たちで見つけていく。自分なりにどこまで回復したら一歩目を踏み出そうか、じっくりつきあって待ってくれるという活動をここまでしてきた。
- ・地域のつながりを生かしながらいろいろな支援ができる体制づくりにこれから取り組む。今までは自然と出会った個人個人とつないでインフォーマルな対応をしてきたが、もう少し見える形にネットワーク化し一緒にプロジェクトを作って3年くらいかけて対応していこうと思っている。

6 参考人の意見

当委員会では、有識者4名を参考人として招致し、意見聴取を行った。

(1) 常葉大学教育学部 准教授 太田 正義 氏

(いじめの現状と課題)

- ・ いじめの認知件数、発生件数が調査され、増えたり減ったりしている。いじめ防止対策推進法に基づく定義になり、その後から、いじめの件数が爆増している状況になっている。
- ・ いじめの認知件数については、小学校がすごく増えている。いじめ防止対策推進法ができた後に、右肩下がりのグラフになっている。いじめ防止対策推進法のいじめの定義の要件が3つあるが、1つは人間関係があること、それから心理的、物理的影響を与える行為があったこと、そして、その与えられた側が心身の苦痛を感じていること、というその3つの要件に当てはまればいじめと認知しましょうとなっている。
- ・ 過去にささいな言動などで、大きな事件に発展してしまったケースがやはりたくさんあるということで、網羅的に網をかけていきましょうということから、ある意味緩い認知、緩い要件になっている。
- ・ 認知件数がすごく増えているのは、いじめの定義に従って、しっかりと認知を行ってきたからだと考えるのが妥当と思っている。決していじめが増えたということではなくて、しっかりと認知するようになったと考えたほうがいい。
- ・ いじめの認知率は、自治体によって結構差がある。県内でも地域、学校間の格差は結構あるかと思うが、これは、調査方法がばらばらであることによる。
- ・ いじめ防止対策推進法は、子供が主観的に感じたことをいじめとせよといっているが、出されるデータは教員の認知件数である。一方からのデータが出されて、それで判断するのはなかなか課題があるのではないかとということで、児童生徒のいじめの経験率をしっかりと調査したほうがいいと考えている。
- ・ いじめと言えはいじめというような経験率で言うと、小学校で4割から5割、中学校で3割程度起きているということが分かった。コロナの時と関係なく、これぐらいの頻度では起きる事象だということができる。週に何度も被害に遭っている子は、大体小学校、中学校問わず1割弱出てきている。
- ・ 子供からの相談を待っていると、なかなか捕捉が難しい。積極的に情報収集をしていく必要がある。特に中学生の男子は親にも先生にも相談しないし、友達にも相談しないという結果が出てきている。
- ・ いじめ早期発見のためにどうしたらいいのかということも考えてみたが、

前提としなければならないのは、児童生徒からの把握にはやはり限界があるのではないかということ。いじめアンケートも含めて、今とは少し違う方法を用いて、その状況や経験を収集する必要がある。

- ・ ICT—タブレット等を活用したアンケート調査を導入している市なども出始めてきている。いじめのアンケートもついているものもあることから、様々な方法でいじめを把握していくことが重要ではないか。
- ・ 児童生徒から教員への援助要請の効果は限定的ではないかというデータも出てきている。加えて、援助要請後、解決していないといじめの深刻度が高い。つまり、先生に相談する時点ではかなり難しくなってしまうと、解決が見通せない状況にある。
- ・ どんなときにいじめは深刻化するのかということ、いじめ被害者、加害者、ともに先生との関係が悪く、先生との接触頻度が低いということが出てきている。深刻加害をしている子のほうが先生との接触頻度も低いし、先生との関係も悪い。保護者との関係も悪いという結果が出ています。逆に距離を詰めに行くことで解消を図ることが可能で、いじめ加害の抑止に挨拶が効くというのは出ています。
- ・ 低頻度のいじめ被害経験者は次の加害者に、高頻度のいじめ被害者は次の高頻度の加害者になるというリスクが物すごく高い。いじめられていた子が次の加害者になるのは、物すごく切ない話なので、心理教育をしていく必要があるのではないのか。

(不登校の現状と課題)

- ・ 文科省調査上は、不登校児童生徒の25%から48%に不登校重大事態の可能性が出てきている。
- ・ 先週発表された問題行動調査の不登校の数値では、ぐっと増えている。今や中学校1クラスに2人ぐらいいるのではないかという時代になってきている。やはり中学校、小6から中1にかけてがんと増え、増加率が高い。環境が変わるタイミング、環境移行はストレスであるから、ストレスがプラスで乗っかってしまうと、中1でどかんと増えるという考え方をするのが妥当である。
- ・ 適応指導教室に通っていない子たちと保護者に、それぞれ別々の調査用紙に回答して、郵送で返送するという調査をした。保護者のほうが、より先生との関係とか、いじめを重く見積もっているという結果になっている。保護者よりも子供のほうが先のことを結構心配になっているなど結果が見えてきた。70%以上の保護者が、担任の先生にちゃんと相談したいと回答をしている。
- ・ 少なからぬ保護者が、自分自身の行動とか活動、仕事に制約を受けたと感じているというのが見えてきた。すごく頑張っている保護者も多いし、苦

労されているけれども、そこに対して少し支援が行き届いてない現状がありそうである。

- ・ 学校に行かないという選択肢も子供によってはある。学校に行かないこと、イコールすぐに問題行動ではないとされているが、子供や保護者の中に、そういった理念がまだまだ浸透してないという状況がある。
- ・ 発達障害の割合、学校の先生が、勉強面、行動面、対人関係面、学習面で何かしら支援が必要だと思っている子供の割合が増えている。学習指導要領の改訂により、主体的で対話的な深い学びが求められる。現場の先生に聞くと、やはりグループ学習をすることによって、より自分のうまくいかなさが際立ってしまう子供たちが出てきてる可能性はある。学年を追うごとに、支援が必要だと言われる子が減っているのは、学校に行けなくなっている可能性が当然あるということが見えてきた。

(いじめ・不登校への早期対応・相談支援体制の整備)

- ・ いじめや不登校に関する理解が進んでないというのはあるかと思うので、現場を含めて、先生方、保護者、子供に啓発を、もっともっとしっかりとやっていかなければいけない。
- ・ いじめや不登校に関して、子供たちにしっかりとした心理教育も必要だろうと考えられるが、現場の先生はすごく一生懸命で、これ以上仕事を増やすことはなかなか難しいのかなというのが、現場に関わっている感覚で、今やっていることを丁寧きちんとやっていくことが重要だと考える。
- ・ ICT等を活用した実態調査や相談というのは、かなり効果がありそうだとということが分かってきている。認知件数を増やすことによって、いじめという視点でちゃんと見ることができて、重大な事態を防ぐことにもつながるのではないかと思うので、今までの紙ベースの調査に加えて、ICT等を活用した調査も重要だと考える。
- ・ 教育と福祉の連携が、不登校に関してはほとんど行われてない。連携をして、情報が集約されることで、子供たちが居場所とか、行く場所として選べるようになるのが、物すごく大きなメリットではないかと考えている。

(2) NPO 法人日本フリースクール協会 理事長 川合 雅久 氏

(不登校生の現状)

- ・ 小中学生だけで約 30 万人もの不登校生がいる。実際には大学生でも、コロナ前で 8 万人くらいの不登校生がいたので、高大も含めていくともっとすごい数字になる。
- ・ 今、通信高校がどんどん増えている。今、通信高校だけで 388 校くらいあり、そこに中等部もつくられていて、今度は不登校生を扱おうというところも出てきている。

- ・ 不登校生の中で、4割はどこにも相談に行っていないと言われている。この部分にはアウトリーチという訪問支援の形がいいのではないかと思う。アウトリーチが非常に効用があると言われているが、訪問するために知らなければいけないことがたくさんあるので、訪問支援をする人たちの養成が必要になる。
- ・ 子供たちに、こうしないと駄目だよ、こうしないとこうなれないよとかっていうプレッシャーで押しつぶされるよりは、してみたいことを、いいよ、やっごらんって言えるのが一番いいのかなと思う。失敗がプラスになる考え方は一番いいのかなと思う。
- ・ 相談しない人たちが4割いるというが、実際にはもっと多いと思う。相談しても、たらい回しにされてしまって、結局きちんと受けしてもらえないことになってしまう。きちんとそこを一本化してでもいいから、きちんと受け答えができる形が必要と思っている。

(ナッジ理論)

- ・ ナッジ理論というのがあって、1つのことをこうだぞって言ってもなかなか言うことを聞いてくれないので、そうでない方法で話をする。そうすると、人は知らずにそこに行く。要するに、ちょっと肘で、おいやれよって意味のナッジ理論である。そういう形で考えていけるといいと思う。
- ・ 実際に僕自身は、禁止をしない、否定もしない、命令もしない、強制もしない、非難もしない、批判もしない、これが大体6つのことで、でも、してもらおうことをしてもらうには、ナッジ理論のキットを使っている。

(3) 大阪公立大学現代システム科学研究科 教授 山野 則子 氏

(子どもの孤立孤独の現状)

- ・ 孤立・孤独の人たちが、気軽に話せる場、気軽にしゃべれる場をどうするのか、今、孤立・孤独の政府の委員会でもテーマになっている。
- ・ 社会的支援に対する寛容さや、幸福感など、政府が出している国際比較で、日本は最下位で、非常に厳しい。小手先で今、困っている子供をどうしようかという話ではなく、ゼロ次予防が必要な、価値や文化を変えていかないといけないというぐらいのことではないかと私は思っている。
- ・ 政府が2年間続けて、つながりの孤立・孤独の調査を実施しており、孤独感の原因のうち、30%近い人間関係の重大なトラブルとは、子供にとつたらいじめだということになる。
- ・ いろいろな支援が出されているが、受けないということが、一番大きな問題で、だからつながっていかない。受けるための手続が面倒であるとか、受け方が分からないとか、我慢してしまうとか、日本の文化として、恥の文化、耐えることがいいことだみたいなことがまだまだある。

- ・ 今、目の前の子供をどう救おうかということだけでなく、どんな若者にしてい、どんな 30 代にしてい、50 代にしていのかということがやはり大きい。今からこれを見据えないといけないのではないかと思う。
- ・ 気軽にしゃべれるところをたくさん持っている人が、親御さんにとって、子供にしっかりと向き合えていける。地域の気軽に行ける場や、声かけがされるとい社会をどうやってつくっていくのか、政策でどう入れていけるのか。
- ・ 切れ目のない支援をしていくことも大事だが、大きくは文化を変えていく必要があるのではないか。嫌だと言えとか、自分らしく受け入れてもらえるとか、そういうことが大事になる。
- ・ コロナの影響で、不登校になる前兆の、学校へ行きづらいと答えた子供たちが 3 分の 1 だった。不登校 22% 増、4 割がどこにもつながっていないという実態になっている。
- ・ 親のストレスレベル、精神的健康状態の点数が高ければ高いほど、子供のストレスレベルも高いという結果、きれいに相関している。
- ・ コロナ禍で、親が精神的な疾患に陥ったり不安定になったという人は、すごく増えて、そこにまつわって、子供の不安定さ、ストレスレベルが増えて、86.8% の子が何らかのストレスを抱えている。学校の中のほとんどの子供が見えていないだけで、何らかのサインを持っている。全員の中の 86.8% だから、全員の中からピックアップされたり、気にかけていく子を見つけていかないといけない。
- ・ 神戸市がすばらしいのは、ヤングケアラーの相談につないだ、つながった子はみんな申請なしに、ヘルパー派遣、お弁当配布をしている。そこで派遣、配布してから、誰かが関わることになる。関わった人が正式なルート申請に持っていく。そうすると子供は負担がない。こんなことをセットで考えないといけない。

(子どもの社会的孤立を予防するシステムの構築)

- ・ 私がつくっているスクリーニング YOSS という仕組みは、忘れ物や提出物や、宿題忘れ、授業中の集中、保健室、友人関係、成績、こういう項目が全て入っていて、ヤングケアラーである人とそうでない人に差がある。こういう項目をチェックしていて重なったら、ヤングケアラーを疑ったらいいということ。YOSS は、チェックをしてレッテルを貼るのではなくて、つなぎ先に振り分けることである。
- ・ 先生方はつなぎ先がイメージできない。そういうことがクラウドではっきりする。フラグが立って、この人危ないよねとなったら、先のお弁当配布という施策があれば、すぐにつながっていく。
- ・ A 先生だから分かる、B 先生は分からない。A 先生の担任の子供たちはラ

- ッキー、B先生の担任の子供たちは見つけてもらえない。これが今の日本の状態。だから、平等に、データからちゃんとピックアップされていくものをシステム導入しないと、子供たちに不平等が起こっている。
- 86%がストレスレベルを持っているということや、大阪で言うと3割が貧困であるとか、コロナの調査で3割が学校へ行きづらいと思っているということから、3割を把握できるのは、もう児童相談所とか市町村の児童相談部門ではない。福祉部門ではなく、これは教育部門でしかない。
 - スクリーニングという、学校で全ての子供を見て、発見して、つないでいくという仕組みを入れていかないと見つけてもらえない。
 - 学校では、気になった先生が気になった子をスクールソーシャルワーカーにつなぐ、児童相談所につなぐという形である。それを学校によっては、学年会議でやってるといってもあるかもしれないが、でも全員は検討されていない。
 - スクリーニングの意味は、全員を洗い出して、適切な支援とか対応につないでいくということ。今までどおり、学年会議やいじめ不登校委員会に入れ込む。今は担任が報告するだけで議論になっていない。議論をするためには、データが要る。エビデンス、データ、こういうチェックリストを見ながら、そうすると相対化される。多角的に先生方が意見を言うので、負担感が取れたと言われる。
 - チェックだけつけて、議論ができていないところは、担任の負担になっている。議論することまで入れ込んでるのが、Y O S Sのスクリーニングである。ファシリテーターの養成講座をしていて、スクールソーシャルワーカーがそれを受けてくれて、回していく力をつけていく。このファシリテーターの認定を出してうまく回していける人が必要である。
 - 学年会議で、1クラス15分、40人を15分でやる。これは保健所の検診もと変わらない。サクサクと、アセスメントではないので、簡易的に振り分けていく、弁別していく、簡便にやっていく。
 - スクリーニング会議は学年会議で、このシートを見ながら、タブレットで映像を見ながらやる。それをピックアップ、点数の高い子とか、いじめ案件でついたら、もう絶対1個ついただけでも、校内チーム会議に意見を送りましょうというルールも書いてある、そのルールにのっとってやっていけば、先生方はいろいろな意見を言って、この点数が高くなって、3分の1の子がチーム会議に送られる。
 - 校内チーム会議は、いじめ不登校委員会でやっている、あるいは特別支援委員会など、学校によってどの委員会が一番議論しやすいか違いがあるので、そこはいろいろな委員会でやっている。ここの委員会で、判定先はどこに振り分けるかを決める。

- ・ 議論しないといけないのは、地域資源につなぐ子供、それから校内でチームをつくっていく子供、これが30%である。2018年からやっている自治体は、もう先生が居場所を選んでいる。居場所とか子ども食堂でも先生がもう熟知しておられて、それはこの会議を毎月やっているからである。
- ・ 私が学校へ入っていてすごく残念だなと思うのは、先生はすごく頑張っている。でも、何をやったかという記録がないので、これをやったらこんな効果があるよってというエビデンスが蓄積されていない。
- ・ このデータは、地域資源の効果で、何が違うかと言うと、居場所に来てる子のほうが、自分に自信があるというのが高い。倍ぐらいある。学力もだんだんそうなっている。これは、ボランティアがすごくいい声かけをしてくれて、そんな中で子供たちは満たされていく。
- ・ この居場所の効果は、全国各地で言われている。ぜひこれを増やしていくことが施策で重要なところ。このスクリーニングYOSSを使っている自治体で、居場所とか地域資源を使った子供たちはよくなっていっているという効果も出ている。
- ・ 先生のささいな懸念をみんなの決定にする、組織の決定にする。これは日本の教師の同僚性がすごく高いと言われている、すばらしいところ。これを誘導していくのが、YOSSというツールである。単にチェックリストではない。ずっと動きまで追っているものである。
- ・ データ、エビデンスが大事である。データプラス、議論プラス、これやっという決定が大事になる。
- ・ 2018年からやっている所は、1クラス40人の学級で12人以上、15人とピックアップしてる。そうすると改善していく率は高い。これも予防の大事さである。
- ・ スクリーニングYOSSをする前とした後で、校長にあっては6.3%が52.9%も決定できるようになっている。
- ・ 先生は、もともと気になる子供には負担感を持っておられる。だから、スクリーニングをやったから負担になるわけではない。
- ・ スクールソーシャルワーカーがいないと、先生方は結局ピックアップしないし、全部A判定にしまい学校で抱える。学校で先生が、担任が抱える。スクールソーシャルワーカーが参加すると、いじめとか遅刻とかも好転しますよというのをお見せしている。
- ・ 文科省が出した、児童生徒相談体制の充実というところにもスクリーニングはもう入っていて、実態をつくり、効果をつくっていきたいと思っている。気づかなかった子供のリスクに気づくようになったということは、正直たくさん出ている。

(スクリーニングを進める上での課題)

- ・ 課題は、地域資源が少ないということと、先生から見えないということ。それから会議をうまく回す人材とか、スクールソーシャルワーカーが全校にいないということ。
- ・ 教師は教えることで生き生きしていくし、スクールソーシャルワーカーは、声なき声を発見して支援につないでいくことで、貢献していける。スクールソーシャルワーカーを正職員化し、質の向上、安定的配置を図り、教師が教育活動に専念できることが必要である。
- ・ スクリーニングを学校に制度的に位置づけられないか。要綱でスクリーニングを位置づけてやっている自治体は複数ある。要綱で位置づけていかないと、なかなかある学校だけ頑張っていますでは、結構しんどくなっているところもある。
- ・ スクールソーシャルワーカーも、職責が少し曖昧で、国で言う施行規則にもっと入れていくべきではないかということは申し上げている。
- ・ また、データ連携の規定がなく、自治体の市長部局と教育委員会のデータ連携がしにくいなど、DXの課題はたくさんある。
- ・ 価値教育、ゼロ次予防をいろいろなところいろいろな角度で入れていく必要があるのではないか。

(4) 一般社団法人ヤングケアラー協会 代表理事 宮崎 成悟 氏

(ヤングケアラーの概要)

- ・ イギリスでは、2014年、子どもと家族に関する法律によって、ヤングケアラーが要支援児童として位置づけられており、自治体がアセスメントを実施するなど、サービスの提供が義務づけられている。18歳以上の若者ケアラーについても、2014年、ケア法によってアセスメント等の実施が義務づけられており、国として一丸となって、ヤングケアラーを支援しているというところで、日本よりも進んでいる。
- ・ オーストラリアも、2010年に制定されたケアラー貢献認識法で、子供もケアラーとして位置づけられるとともに、ケアを担っていたとしても、ほかの子供と同等の権利が守られることが明記されている。病気や障害、精神疾患などが入っている定義になっており、25歳以下までをヤングケアラーとして支えているところが特徴である。
- ・ 日本ケアラー連盟が発表している定義をこども家庭庁も参考にしていると思うが、家族のケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子供と言われている。18歳からおおむね30歳代までの若者を、若者ケアラーと表現しているが、こども家庭庁の定義を見ていると、18歳

でケアが終わるわけではないので、最近こども家庭庁は、この18歳未満というのをもう消してしまった。大学生なども含め、切れ目がないように支援をしていくという思いが見られる定義になっている。

- どれだけその責任を負っているかというところが、ヤングケアラーか、そうではないかのポイントとされている。目に見えやすい責任と、なかなか気づきづらい責任がある。
- ケアをしていること自体は全然悪いことではない。その子も家族のためを思ってやっているし、家族もそれによって助かってる部分が大いにある。ただ、それがあまりに過度になってしまって、いろいろなことを諦めてしまうようになると問題とされている。
- 幼い頃に諦めてしまう経験が続いていくと、自己肯定感が下がってしまい、後々就職でつまずくとか、人とのコミュニケーションが苦手になってしまうとか、そういう子がたくさんいるので、早めにサポートを入れることが大事になる。

(ヤングケアラー問題の背景)

- 家の中の人の数、大人の数は減っている一方、ケアを要する可能性の高い人の数はとても増えているので、それを誰が担うのかとなったときに、子供、若者が担わざるを得ない状況になっている。
- 逆に言えば、大人だけでケアを担うことが限界になってきているとも言える。家族の力の弱体化と言われているにもかかわらず、日本の社会は、まだまだ家族の助け合いに頼る風潮が強いと思う。そうすると、子供や若者にしわ寄せがいつてしまう、結果、子供の権利が守られなくなるということが起こってきている。
- ケアが必要な家族の幸せはもちろん考えるが、それだけではなくて、ケアをする子供たち、その周りにいる子供、若者の幸せ、大人も、ウェルビーイングをしっかりと考えて支えられる社会の仕組みが求められている。

(ヤングケアラーの支援は誰がするのか)

- ケアを必要とする人を中心につくられている日本の制度がある中で、同居する子供、若者は専門職からインフォーマルな社会資源であったり、介護力とみなされてしまう。
- 学校の先生は家庭の状況、家庭のケアの状況までなかなか把握しにくい。家族の状況を把握して、ヤングケアラーの立場に立って、相談により支援ができる専門職は誰だろうということで、ヤングケアラーコーディネーターが続々と東京都内では半分ぐらいの自治体で配置がされている。
- もうすぐ18歳になる子は、本当に子供の部署が支えるのか、それとも高齢の部署が支えるのか、障害の部署が支えるのか、いまだにその自治体の中でたらい回しになる状況もあるので、そこをいかにスムーズに連携して

いくかということが大事になる。

(支援の在り方)

- ・ ヤングケアラーだったとしても、健やかに、その家族のケアができる環境があれば、その家族が幸せに暮らしていける。それを社会としてどう、その家族の中に足りない部分を補っていくかという視点が大事になる。
- ・ 早期発見すべきは、支援の緊急度が高い子たちを支援しつつ、緊急度中と低の子たちといかにつながっておくかということが大事である。その高になるのを未然に防いでいくという、予防的な視点がないといきなりこの高になって、本当にリスクが高いから介入しようとなっても、親が拒否しているとか、家庭との合わない部分が出てくるので、早めにつながっておいて、早めにそのサポートできる体制、相談できる体制、家庭に介入するために地域で連携するなどということが大事になる。
- ・ 品川区では、子供家庭支援センターや子供の部署がサポートして終結した子も、ヤングケアラーコーディネーターに引き継いで、サポートしていくとか、あるいは18歳を超えて、もう子供家庭支援センターがサポートできないとなったら、ヤングケアラーコーディネーターが引き継ぐ。あるいは学校や医療機関、介護福祉の事業所などにも、ヤングケアラーと思われる子がいたら連携してくださいと言って、ヤングケアラーコーディネーターにつないでもらって、そこからサポートしていくなどすると、緊急度中と低の段階からつながることができるので、それはすごく必要なことだと思う。
- ・ 点ではなく線で見ることが大事。全てのヤングケアラーに一律に有効な支援の方法はなく、ヤングケアラーの置かれた状況の多様さを理解して、ライフステージの変化に応じて対応していかないといけない。
- ・ 学校の中で情報が終結して、そこから連携されずに今度高校に行ったら、またゼロからになってしまうので、やはり連携が大事になる。
- ・ 定常的な接点を持つことが大事だと思っている。LINEも1回相談してもらって、そこから連絡を取らなければ、接点がなくなってしまう。こちらからメッセージを定期的を送っていれば、LINEのリストからたまに上に出てきて、たまたまその子がもしつらい状況になったら相談してくれるかもしれない。その接点を切らさないようにしていくことが大事である。
- ・ その子が望んでいることと、大人が提供できるものが食い違うことがあるが、そのときに、それを押しつけてしまう支援者の方なども多く、子供の声を聞くということを第一優先にしないと、また支援者と会わずに離れていって、孤立をしてしまうので、支援者側の意識も大事になる。
- ・ 当然、行政、民間、教育、福祉、医療、障害、分野を超えてつながっていないといけない。本当にヤングケアラーのいる家庭は問題が多岐にわた

- るので、連携ができていないといけない。
- セーフティネット、その子が社会からこぼれ落ちてしまったら拾い上げるのではなく、もう少し前の段階から糸をたくさん垂らしていけばいいと思っている。友達という糸、行政の支援者という糸、介護事業所という糸、民生委員という糸、近所の人という糸、支援団体という糸も、SNS相談という糸、電話相談という糸もあれば、警察の方という糸もあれば、本当にいろいろな糸が垂れていて、地域で支えていくことができるのに、学校の先生しか垂れていないという状況が問題である。
 - 糸がたくさん垂れていれば、学校の先生という糸が引っ張りづらくても、他の糸を引っ張ればいい。その糸は、垂れ続けていれば、いつ引っ張ってもいい。その糸が引っ張ったら抜けてしまうのではなくて、上でしっかり連携していて、どれかを引っ張ったら、連携して支えていけるという社会が、ヤングケアラーに限らず、大事だろうと思っている。

7 提 言

以上の調査結果を踏まえ、当委員会として次のとおり提言する。

提言1 全ての子どもを取り残さない仕組みの構築

(1) 社会全体で取り組む意識の醸成

学校にも家庭にも居場所がないと感じ悩みを抱える子どもは、自分の状況を変える選択肢があることを知らない。周囲の大人が気づき、支援につなげていく必要がある。全ての子どもが孤立することなく、心身ともに健やかに成長できるよう、社会全体で取り組んでいくという意識の醸成を強力に推進していくべきである。

(2) 子どもへの孤立対策に取り組む組織の設置

子どもが抱える問題は深刻化しており、支援が必要な子どもたちが、必要とする支援につながるように、一人一人に応じた多様な支援を早急に提供する必要がある。SNS、アプリ等の活用によるワンストップの相談窓口を設置し情報集約していくべきである。集約した情報を分析し、迅速に必要な施策を推進していく専門部署を設置すべきである。

(3) スクリーニングの導入

家庭環境が見えにくく、教職員の気づきの有無や子どもと教職員の認識のずれにより支援につながっていない子どもがいる。そのため、1人1台端末を活用した児童生徒の心や体調の変化の早期発見や適切な支援につなげるためのスクリーニングシステムの導入について検討すべきである。

提言2 ヤングケアラーへの支援

(1) ヤングケアラーの社会的認知度の向上の推進

自分がヤングケアラーであることを認識していない子どもが多く、支援が必要な場合であってもそれが表面化しにくい状況にある。周囲の大人がヤングケアラーについて早めの段階で気づき、必要な支援につなげていくべきである。

また、社会全体でヤングケアラーを支えていく環境を整備していくために、法の整備を国に働きかけるべきである。

（２）支援策の充実

ヤングケアラーの問題は、福祉、介護、医療、教育等の様々な行政分野にわたる問題であるため、多分野間で連携を強化し、公的な制度のほか、地域で活動している団体などインフォーマルな社会資源を組み合わせ支援に向け整備していくべきである。

また、ヤングケアラーの置かれた状況の多様さを理解し、ライフステージに応じて対応していく必要がある。ヤングケアラーに対する相談ツールとして開設しているスマートフォンを活用したLINE相談や電話相談窓口の周知強化、専用チャンネルの開設、また居場所づくりとともに学習支援などの支援策について充実を図るべきである。

さらに、子ども食堂等の様々な居場所からの情報や、教育委員会が実施するアンケート調査からの情報、電話やSNS等の相談からの情報を県が管理し、市町と連携した支援ができるよう検討するべきである。

（３）支援人材の養成

ヤングケアラーの状態を的確に判断し、必要な支援に結びつけるために、役割を担う人材のスキルの向上を図るべきである。

様々な支援のケースを経験し、支援のノウハウを学び、県が取り組む施策に反映させるよう、一般社団法人ヤングケアラー協会等のヤングケアラーへの支援に専門的に取り組む団体に職員を派遣する等、より密接な相互関係を構築し人材を養成すべきである。

提言３ 不登校、いじめに悩む子どもへの支援

（１）不登校の要因の整理、選択肢の多様化

不登校の理由や背景は、複雑・多様化しており、また、かなり個別性が高く児童生徒への対応の在り方が非常に難しくなっている。学校へ行かない選択をする子どもたちが増えている状況の中で、様々な学びの場を求める保護者も出てきており、多様な生き方を認め、選択ができるよう環境を整備していくためにも、要因を調査分析し、整理していくべきである。

教育分野と福祉分野が連携するなど、個々の子どもが学びやすい環境を増やし、子どもが居場所を選択できるような環境を整備するとともに、選択肢がわかりやすい情報提供に努めていくべきである。

(2) フリースクール等との連携の推進

様々な事情により学校や家庭に居場所がない子どもに、学習支援や教育相談、体験活動等の場を提供する民間のフリースクール等は、子どもが安心して過ごせる居場所として重要な役割を果たしている。しかしながら、フリースクール等の財政状況は利用者からの会費等に頼らねばならないため、大変厳しい状況にある。

フリースクール等に通うことを希望する子どもが、家庭の経済状況により通えなくなることがないように、保護者の経済的負担を軽減する支援について検討すべきである。併せて、公設のフリースクールの設置や運営、フリースクール等との連携や助成等について、他県の事例を調査研究していくべきである。

また、行政や学校とフリースクール等との連携を広げていくために、県内にどのくらいのフリースクール等の居場所があるのか、でき得る限り把握するよう努めるとともに、不登校の子どもを持つ保護者に対する情報提供の拡大に努めるべきである。

(3) 情報の確実な共有

学校は、入学とともにほとんどの子どもや家庭と接点を持つことができるが、卒業とともに支援が切れやすい状況になる。入学当初から切れ目のない支援を行うため、小中高が連携していけるよう、情報を確実に渡して受け取り、継続的な支援を行える仕組みづくりを整備すべきである。

(4) 普及啓発・心理教育の実施

いじめや不登校に関する学校、保護者、子どもの理解がまだ不十分なため、啓発を継続していくことが重要である。さらに、低頻度のいじめ被害経験者は次の加害者に、高頻度のいじめ被害者は次の高頻度の加害者になるリスクが高いことから、多くの子どもがケアされるように心理教育など予防的に考えることを教える活動を行っていくべきである。

(5) ICTの活用

不登校については、不登校になる前に何らかの対応をしていくべきであり、状況や経験を収集するために、健康観察等、定期的にすぐに集計ができるアプリが効果的であり活用していくべきである。

いじめについては、いじめの件数が増えているのは、丁寧に認知を行ってきた結果であるとの見方もあり、認知件数を増やすことによって、いじめという認識で見ることができ、重大な事態を防ぐことにもつながる。丁寧に認知していくために、効果的にICTを活用し、実態調査や相談を実施できるよう体制を整備していくべきである。

提言4 外国にルーツを持つ子どもへの支援

(1) 多分野連携の推進

外国人が増え、そして長く居住する人が増えている中、子どもや若者の孤独や孤立を考えたときに、どうやって拠点施設につなげるかが難しい課題である。孤独を感じ、既にほかへのアクセスに期待を持っていない子どもから相談に来ることは難しいことから、アウトリーチ活動が必要である。学校や地域の人からの相談から拠点施設につながる例もあり、地域全体の多文化共生をどう進めるかという視点が重要である。県は、市町の多文化共生担当窓口と外国にルーツを持つ子どもに関する情報を共有し、連携して取り組んで行くべきである。

また、外国にルーツを持つ子どもへの支援は、学校教育の中で任されているのが現状である。教育、福祉、医療等の様々な行政分野にわたる問題であるため、誰かがつながっていて、途切れることがないように連携を強化していくべきである。

併せて、外国にルーツを持つ子どもの保護者が、日本語を理解できない場合も多く、子どもへの日本語学習支援の充実とともに、保護者へのサポートも不可欠であり充実させていくべきである。

(2) 若者の就業支援

外国にルーツを持つ若者の就業に当たっては、就業支援拠点に多言語対応や、外国にルーツを持つ若者の就業に詳しいスタッフを置く等の配慮をすべきである。併せて、就労移行訓練やジョブトレーナーなど当事者の特性や得意分野を把握して、どの企業につなげれば長く働けるか丁寧に支援していく仕組みを整備していくべきである。

経済的家庭的な問題で学びを諦めて、社会に出て行った若者が、高度化する社会の中で生きていくことは非常に難しく、やむなく非正規労働者となり、給料は固定化され、貧困に陥る状況にある。夜間中学等、社会に出てからも学び

直せる仕組みを拡充していくべきである。

提言5 専門職、支援者の養成・確保の推進

(1) 専門職の養成

困難を抱える子どもに寄り添い、選択肢を増やし、割振り、つなげる見立てができる人材を養成することが重要である。子ども独りだけの問題ではなく、家族支援になっていくところに難しさがあり、専門的な学びがなければ見立てをしていくことは難しい。

子どもやその家族が抱える課題の解決には時間を要し、福祉専門職の需要は高まっているため、安定した職業となるよう体制を整備し、専門職人材を養成・確保する環境を整備していくべきである。

(2) 支援者の養成・確保

地域福祉活動の担い手不足やその固定化・高齢化が深刻な課題となっており、あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、活動の新たな担い手となるように取り組んでいくべきである。そのためには、気軽に地域福祉活動に参加できるきっかけづくりや、支援員等の研修が必要とされる場合は、日程、場所、回数、受講方法等について、受講者が参加しやすいようリモートでの実施等、柔軟に対応できる環境を整備していくべきである。

(3) 児童相談所の充実

児童相談所は、現役の警察官の派遣等関係機関との連携に取り組んでいるところであるが、現在も虐待の対応で大変厳しい状況にあり、虐待以外の業務への対応が難しい状況にあるため、人材不足が解消できるよう適切な人員の配置や一時保護施設の充実等、体制を強化していくべきである。

また、専門職員が、支援にかかる業務により多くの時間を充て、その専門性を十分に生かせる環境整備を図るため、AI等の活用について、他県の導入状況等を調査研究し、導入について検討すべきである。

(4) 行政職員の専門性の向上

全ての子どもや若者の孤立の背景となっている各家庭の固定化した孤立に向き合うためには、専門的体系的な学びができるよう研修の充実を図ることが必

要である。県が行う教育、福祉、行政職員の研修に多文化共生の科目も積極的に取り入れていくべきである。

また、教育や福祉の従事者がプライバシーを過剰に気にし過ぎて、子どもの背景に踏み込むことを躊躇し、手遅れになることがないように研修等で周知していくべきである。

(5) 担当教諭の負担軽減・スクールソーシャルワーカーのスキル向上

スクリーニングの導入により、養護教諭、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど違った視点が入ることや、今ある会議を活用したチーム会議による対応や判断の流れが明確になること等により、担当教諭の負担の軽減を図るべきである。

担当教諭が教育活動に専念できるよう、スクールソーシャルワーカーのスキル向上、安定的配置を図っていくべきである。

提言6 社会全体で子育てや家庭教育を支援していく体制の整備

(1) 安定した居場所の設置・運営

困難を抱える子どもを支援につなげるためには、信頼のおける大人とのつながり、気軽に話せる場所があることが重要である。民間団体等が運営する居場所は、行政からの助成金や寄付金により運営されており、財政状況が厳しく運営は不安定である。安定した活動ができる居場所の設置が必要であり、子どもが駆け込める地域の居場所を東中西にモデル的に県が設置し、運営に取り組むべきである。

(2) 居場所の機能強化

居場所に来ることだけで課題が解決することは少なく、利用している子どもや家庭が抱える課題解決を行うため、居場所の活動にソーシャルワークの専門職が関わるべきである。ソーシャルワークの専門職が、保護者への助言等、居場所の中で見えてきた課題を解決するための活動ができる環境を整え、居場所の機能を強化していくべきである。

子ども食堂のスタッフや地域の活動に関わる大人などが、困難を抱える子どもの課題に関するアンテナの感度を高め、配慮できる仕組みや子どもが気軽に話せる環境づくりを推進していくべきである。

(3) 重層的な支援体制づくりの推進

地域のつながりを生かしながら、様々な支援ができる体制づくりを推進していくため、NPO法人や社会福祉法人、民間団体等とのネットワークを作りながら、インフォーマルな部分の支援を市町が構築していけるよう、県はサポートを充実させていくべきである。

委員会の活動状況

回数等	開催日	調査の概要
第1回	5. 6. 29	委員協議（調査運営方針、年間スケジュール等）
第2回	5. 8. 10	調査事項に関する関係部局からの説明と質疑応答 委員協議（調査内容の検討等）
先進地調査	5. 9. 4～6	<ol style="list-style-type: none"> 1 NPO 法人おおさかこども多文化センター 外国にルーツをもつ子どもたちへの支援活動 2 大阪府庁 ヤングケアラーへの支援対策、いじめ対策、不登校生徒への支援対策 3 京都府ヤングケアラー総合支援センター ヤングケアラーへの相談支援等の取組 4 一般社団法人京都わかくさねっと 公的支援につながらない少女たちへの支援活動
第3回	5. 10. 10	参考人招致 ・常葉大学 教育学部 准教授 太田 正義 氏 ・NPO法人 日本フリースクール協会 理事長 川合 雅久 氏 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）
第4回	5. 11. 21	参考人招致 ・大阪公立大学現代システム科学研究科 教授 山野 則子 氏 ・一般社団法人ヤングケアラー協会 代表理事 宮崎 成悟 氏 委員間討議等（報告書作成に向けた討議等）
第5回	6. 1. 15	報告書作成に向けた委員間討議

子どもの孤立対策特別委員会委員名簿

職 名	委 員 名	所 属
委 員 長	鳥澤 由克	自民改革会議
副委員長	佐地 茂人	自民改革会議
副委員長	鈴木 啓嗣	自民改革会議
委 員	勝俣 昇	自民改革会議
委 員	天野 一	自民改革会議
委 員	望月香世子	自民改革会議
委 員	伴 卓	ふじのくに県民クラブ
委 員	佐野 愛子	ふじのくに県民クラブ
委 員	沢田 智文	ふじのくに県民クラブ
委 員	早川 育子	公明党静岡県議団